

高野町広報

発行 高野町企画振興課 ☎56-3000代

【高野町の人口】世帯数	2,015(-6)
人口	男 2,052(-16)
	女 2,172(±0)
	計 4,224(-16)

平成19年2月末現在住民基本台帳による(前号比)

高野町役場ホームページアドレス <http://www.town.koya.wakayama.jp>

印刷 高野山出版社 ☎56-2724代



ブックスタートの始まりました

平成十八年四月以降に生まれたお子さんを対象に、一〇か月健診時に絵本をプレゼントする「ブックスタート」事業が始まりました。高野町では平成十八年度より新しい事業として、わが町の未来を担う子どもたちには健やかな心をもって育って欲しいと願いを込めて、一冊の絵本に大きな期待を添えてのプレゼントです。

第一回目は平成十九年二月二十二日、保健福祉センターにおいて後藤町長より絵本をプレゼントされました。周り

のおとなに注目されながらの絵本の贈呈。初めはいつもと違う雰囲気戸惑い気味だった子も、絵本をもらって思わずにっこり。

高野町は年間出生児数が約二〇名(平成十七年のデータでは和歌山県内の三十九市町村中三十六位)と赤ちゃんの数も少ないのですが、一人ひとりの素敵な笑顔を大切に守り、全ての子どもが保護者と暖かいスキンシップをもてる手助けになればと考えています。

この事業でプレゼントしている絵本やおすすめの絵本は中央公民館、保健福祉センターにも置いてあります。絵本が届いていない方も是非、足を運んでください。

ブックスタートのねらい

- 絵本を通して赤ちゃんとお保護者がゆっくり心ふれあう時間をもてるようにお渡ししています。
- どの家庭でもすぐに絵本を開いて、赤ちゃんと一緒に時間をもちつことのできる具体的なきっかけを作りたいと願っています。
- 親子で絵本に親しみ、一日に二十分でも本に親しむ「読書の習慣」を身につけてもらいたいためです。

健康推進だより

【介護保険】

★第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料について

介護保険法では、3年に一度地域の高齢者の状況などを踏まえ、介護保険料の改定が行われています。本町においても平成18年度に介護保険料が改定され、平成19年度の介護保険料は下記の通りとなります。

納付方法については、特別徴収と普通徴収の方法がありますので納付についてよろしくお願い致します。

[特別徴収]

老齢・退職年金が年額18万円以上の方は、年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。但し、老齢福祉年金・寡婦年金・恩給等の年金については差引きの対象となりません。

[普通徴収]

年金の年額が18万円未満の方は、送付される納付書（6月に送付致します）にもとづき、介護保険料を町に個別に納めます（口座振替も利用できます）。

但し、次の場合も普通徴収で保険料を納めます。

- 年度の途中で65歳になったとき（65歳の誕生日の前日の属する月の分から）。
- 年度の途中で他の市町村から転入してきたとき。
- 年度の途中で保険料額が変更となったとき などの場合があります。

上記の中で特別徴収に該当される方は、翌年の4月または10月から特別徴収に変わります。

平成19年度介護保険料額（基準額 月3,750円）

保険料段階	対象者	保険料	年額（円）
第1段階	生活保護受給者および世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×12×0.5	22,500
第2段階	世帯全員町民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×12×0.6	27,000
第3段階	世帯全員が町民税非課税であって、所得段階第2段階以外の人	基準額×12×0.75	33,750
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の人	基準額×12	45,000
第5段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×12×1.25	56,250
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×12×1.5	67,500

※保険料額は、平成18年中の皆様の収入額に応じ、6月に決定されます。

上記計算式で計算した後、100円未満の端数を切り捨てます。

お問い合わせ先 <健康づくり係(介護保険)>

【国民健康保険】

★国民健康保険制度改正のお知らせ

70歳未満の人が入院した場合、医療機関の窓口での負担が軽くなります (事前申請が必要です)

平成19年4月から70歳未満の人が入院した場合、一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。限度額は各世帯の所得の状況により異なりますので、事前に役場(支所)窓口にて、「限度額適用認定証」または「限度額適用認定・標準負担額減額認定証」の交付を申請し、認定される必要があります。

申請に必要なもの ・高野町国民健康保険被保険者証 ・印かん

平成19年3月末まで
①自己負担分の医療費を医療機関の窓口で支払う。
②支払った領収書・印かんを持って役場(支所)窓口で高額療養費支給申請をする。
③自己負担限度額との差額の払い戻しを受ける。

平成19年4月から
①入院する予定、または入院することになったら、医療機関での支払いが生じるまでに、事前に役場(支所)窓口にて、「限度額適用認定証」または「限度額適用認定・標準負担額減額認定証」の交付を申請し、交付を受ける。
②医療機関窓口で「限度額適用認定証」または「限度額適用認定・標準負担額減額認定証」を提示すると、窓口での支払いが限度額までとなります。

(参考)

自己負担限度額

	3回目まで	4回目以降
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

お問い合わせ先<健康推進課健康づくり係(国民健康保険)>

～国民年金だより～

4月上旬、国民年金保険料の納付書が送付されます

4月上旬に、平成19年度の「国民年金保険料納付案内書」が送付されます。1年前納、6ヶ月前納(4月分～9月分・10月分～3月分)の納付書も添付されていますので、保険料割引のある前納制度をぜひご利用ください。

平成19年度の保険料額は、月額14,100円となります。なお、平成18年度に半額納付など一部納付に該当された方には、4月分から6月分の納付書が送付されます。

前納すると保険料が割引されます

- ・前月納付(現金)
- ・口座振替
- 翌月未振替

14,100円 × 12ヵ月 = 169,200円
割引はありません。

1年前納(現金) 166,200円 **割引**
1年度分で3,000円割引

6ヶ月前納(現金) 83,910円 × 2回 = 167,820円 **割引**
1年度分で1,380円割引(1回につき690円割引)

★現金による4月分からの前納の納期は、4月末日が休日のため5月1日(月)です。



保険料の納付は、便利で手間のかからない口座振替をぜひご利用ください。早割(当月末振替)制度を利用すれば、1ヵ月につき50円割引となります。詳しくは社会保険事務所(☎073-474-1841)までお問い合わせ下さい。


平成21年からの広域ごみ処理施設稼働に向けて

平成21年4月より本格的に広域ごみ処理が運転を開始するまで、約2年となりました。

それに備え、きちんとしたごみの分別に心がけなくてはなりません。今後、分別の品目も増えていくことが予想されます。住民の皆様には、随時お知らせいたしますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

○ 現在のごみ分別を徹底しましょう！

☆ 缶（  のマークがついたもの）と ビンは必ず分けて赤色の袋に入れて出しましょう。

☆ ペットボトル（ のマークのついたもの）はキャップをはずし中を洗って赤色の袋に入れて出しましょう！
（プラスチックのキャップは燃えるごみへ）

タレやソース、食用油、非食品（洗剤、シャンプー、化粧品、医薬品）が入っていた物は、対象にならないので「燃えるごみ」として出してください。

※ 缶・ペットボトルの中に吸いごらなどの異物を入れないで出してください。

☆ 紙類（段ボール・新聞紙・牛乳パック・雑誌のほか、シュレッダー後の紙くず）も大切な資源です。少ない量でも燃やさず資源ごみへ。

☆ 生ごみは十分に水分を切ってから出しましょう。

○ 家電4品目・パソコンはリサイクルに！

☆ 家電製品で家電リサイクル法の対象となる一般家庭で使用されていた「エアコン」「テレビ（ブラウン管式）」「冷蔵庫及び冷凍庫」「洗濯機」の4品目は回収及び搬入はできません。
上記の家電製品を引き取ってもらいたい場合、次の方法があります。

(1) 販売店回収方式… 買い換え等の際に家電販売店へ所定の料金を支払う方法。

(2) 郵便局振込方式… 郵便局に備え付けの家電リサイクル券で振込手続きを済ませた後、家電リサイクル券を指定の場所へ貼り付けし、家電販売店で引き取ってもらう方法。

☆ パソコンやディスプレイ装置等の回収及び搬入はできません。

廃棄する場合、「PCリサイクルマーク」の表示があれば、処理料負担なしでメーカーが回収しますが、表示がなければメーカー回収の際、処理料負担が発生します。
詳しくは、使用済みパソコンメーカーのリサイクル受付窓口へ連絡してください。



分別は、資源としてリサイクルできるものを効率よく処理し、価値あるごみとするために住民一人ひとりが責任をもって取組んでいかなければなりません。リデュース（買う量・使う量を減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再生・再利用）の3Rを心がけごみの減量にご協力ください。

○ 不法投棄は犯罪です！！

企業でも個人でも、定められたルールに従って「ごみ」を適正に処理しなければいけません。しかし、なかには定められた基準を無視して、山林や原野に勝手に捨てる人や会社があります。この行為が不法投棄。絶対に許せない行為です（『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第16条 何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない）。

不法投棄をした場合、5年以下の懲役または1000万円（法人には1億円まで加重ができる）以下の罰金にするなど、厳しい罰則が設けられています。

不法投棄の現場をみたり不審な車を発見したら、車の特徴・ナンバーを控えて警察、保健所、役場のいずれかへ通報をお願いします。

○ 野焼きは法律で禁止されています！！

いわゆる野焼きは、一部の例外を除いて法律によって禁止されています。ドラム缶焼却、ブロック積焼却、穴を掘っての焼却は野焼きと同じです。物を焼くと、必ず煙が出ます。特にビニールやナイロン系、プラスチック系の物を焼くと、有害物質が煙となって空気を汚す原因になります。また、焼け残った灰にも有害物質が含まれている可能性があります。

ごみは、指定された日に確実に分別して出して下さい。

○ くうかん鳥からのお知らせ

補助券の発券及び商品券の引換えは終了いたしました。引き続き役場前及び富貴支所前に設置していますので今後とも環境美化のためご協力よろしくお願いします。

お問い合わせは＜環境整備課 環境衛生係(中の橋事業所)＞ ☎56-3760



警 鐘



迷惑駐車お断り

歩いていると、よく見かけ
る迷惑な路上駐車。
これらは、消防車や救急車
などの走行の妨げになるだけ
でなく、道路の見通しを悪く
して歩行者事故の原因にも繋
がります。
また、消火栓や防火水槽の
周辺にも駐車しないでくださ
い。
消火栓、防火水槽の周りに
車が停まっていると消火活動
の妨げになります。
災害は一分一秒を争います
ので、迷惑駐車はやめてくだ
さい。

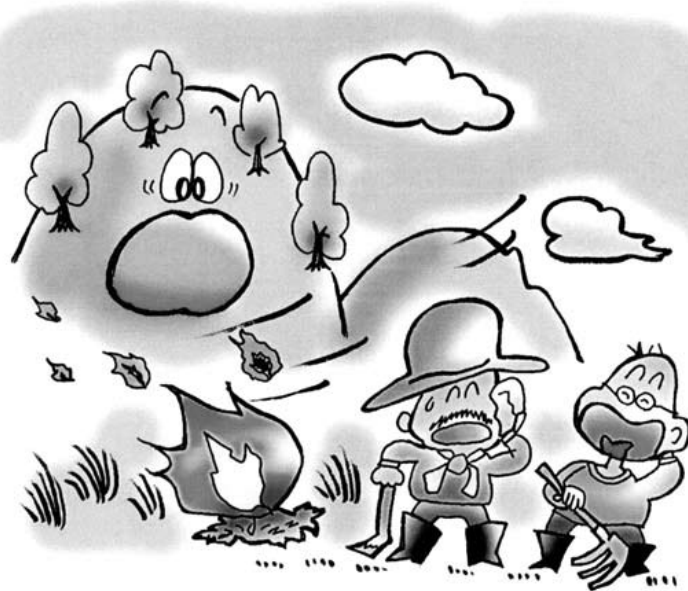


山火事注意

冬から春にかけて山では落葉や下
草も枯れており、空気の乾燥など
によって山火事発生危険が高くなる
時期でもあります。

山火事は一度発生すると、その消
火は容易でなく、貴重な森林を失っ
てしまうばかりか、その回復まで膨
大な時間が必要とされます。

これから山に入る機会も多くなり
ますが、山での焚き火やたばこ等、
火気の取り扱いに十分注意してくだ
さい。



落ち着いて119番

今、目の前で火事が起こつ
たり、急病や交通事故で苦し
んでいる人がいたら、あなた
はどうしますか？

たまに聞く話ですが「119
番通報するのに局番は必要な
のか？ 携帯電話から119
番通報するのに「〇九〇
……」をつけないとダメなの
か？」などがあります。

いずれも局番なしで「119
番に電話していただければ電
話はかかります。

さあ、119番に電話して
消防署に電話が繋がりました。
ここで消防署の職員から

「火事ですか、救急ですか？」
と聞かれます。

慌てているのも十分わかり
ますが、「何がどうしたのか」
わからなければ対応できません
ので、落ち着いて職員の質
問に答えるようにしてください。

特に携帯電話から119番
通報している方は「今どこか
ら通報しているのか」という
ことと、万が一、話の途中で
電話が切れてしまっても、か
けなおすことができるように
通報に使っている携帯電話の
電話番号を職員に伝えてくだ
さい。



みんなで行こうよ明るい選挙

4月22日は、高野町議会議員一般選挙の投票日です

○投票日時

4月22日(日)午前7時～午後8時
但し、第1投票区(高野山地区)以外は午後7時まで

○期日前投票

・高野町役場

期間 4月18日(水)～4月21日(土)午前8時30分～午後8時
場所 高野町役場 1階

・富貴支所

期間 4月18日(水)～4月21日(土)午前8時30分～午後6時
場所 富貴支所

●郵便等による不在者投票のできる人

障害者等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1級又は2級
	免疫	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

郵便等による不在者投票
身体に障害があり投票所に行くことができない人に、郵便等による不在者投票制度があります。

「助役」呼称変更及び「収入役」廃止のお知らせ
平成十九年四月一日から地方自治法の改正により「助役」の呼称が「副町長」となりました。

副町長の職務は、現行の助役の職務に加え、「町長の命を受け政策及び企画をつかさどること」及び「町長の権限に属する事務の一部について、その委任を受け、その事務を執行すること」が規定されました。このことにより、

権限が強化されました。また、同時に「収入役」も廃止され、新たに会計管理者(一般職)が置かれました。従前よりも会計管理に特化した業務を遂行することとされています。

『志賀高野山トンネル』 開通！

梨の木バイパスの一部として



待望久しかった『志賀高野山トンネル』(高野町花坂〜かつらぎ町志賀間)

高野町花坂からかつらぎ町志賀間で工事の進められていた『志賀高野山トンネル』がこのほど開通しました。

『志賀高野山トンネル』は、和泉市から高野山を経て有田市に至る国道四八〇号線の中

間地点、高野町とかつらぎ町の町界に位置しており、整備中の梨の木バイパス三・七キロメートルの一部として一・二キロメートルが開通、三月十八日午前九時からトンネルの完成と無事故を祈って

●郵便等による不在者投票を行うには、郵便等投票証明書が必要です。事前に選挙管理委員会に申請してください。また、郵便等による不在者投票における代理記載制度もあります。

●県選挙管理委員会が指定した病院や施設に入所されている方は、その病院や施設で投票することができます。●不在者投票を希望される方は、入院中または入所中の施設で「不在者投票に行きたい旨」施設管理者に申し出てくだい。また、入院中の病院

や入所中の施設で不在者投票ができるか施設管理者にご確認下さい。お問い合わせ先 高野町選挙管理委員会(☎五六一三〇〇〇)



保育料が
第二子は半額、
第三子は無料に！

四月から子育て支援対策の一環として、保育所の保育料が第一子が十八歳以下であれば、第二子は半額、第三子以降は無料となりました。また、出産報奨金も第二子は五万円、第三子は十万円となります。小さな一歩ですが、少子高齢化が進む本町の活性化に繋がることと期待しています。

平成19年度地籍調査予定地区

- ◎ 調査地区
高野町大字相ノ浦の一部
予定面積 0.32 km²
筆数 322 筆
- ◎ 調査区域 (大字相ノ浦)

	小字名	筆数	該当地番
①	堂垣内	99	297-1~351-3
②	下垣内	178	352~452-4
③	ユズラ裕	45	453~468-1

◎ 平成19年度地籍調査日程表

予定事項	日程
地元説明会	6月上旬ごろ
官民境界調査 (道路・水路・国道等公有地)	6月下旬以降
字境界調査 (字界・大字界)	6月下旬から
一筆地調査 (現地立会)	7月下旬から8月下旬
現地測量	7月から12月

☆日程は、都合により変更する場合があります。

その他、調査等の詳細については、関係者各位に文書、
 公告等により随時ご連絡させていただきます。
 また、地籍調査に関するご質問等がございましたら環境
 整備課建設係地籍調査担当まで、お問い合わせください。

平成十九年度 地籍調査実施のお知らせ

本町では、平成十九年度より
 現地調査を始めており、前年
 度までに(面積一〇・五七平
 方キロメートル)の調査を無
 事終えました。
 今年度は、相ノ浦地区の三
 字において調査を予定してお
 りますので、地元の皆様なら
 びに対象土地所有者の方々に
 は、なお、一層のご理解とご
 協力をいただきますようよろ
 しく願います。

1、地籍調査とは
 土地所有者の方々に隣接土

2、地籍調査の効果
 ◎土地の権利関係の明確化。

- ◎測量の費用と時間の節約。
- ◎公共事業の効率化。
- ◎土地活用のための基礎資料の提供。
- ◎公租公課の負担の公平化。
- 3、地籍調査でできる登記の処理事項
 - ◎地積の更正(面積測定の結果による)。
 - ◎地目の訂正(現況地目による)。
 - ◎所有者氏名の変更・更正(登記名義人の表示の変更は出来ません)。
 - ◎所有者住所の変更・更正。
 - ◎土地の分筆・合筆。

みんなの手で バリアフリー化を 移動等円滑化基本構想を策定

高野町では、これからの交通
 機関や道路、建物などの公
 共施設を整備するにあたつ
 て、単にお年寄りや体の不
 自由な方々だけでなく、全ての
 町民の皆様や来訪者にとつ
 て、安全で快適な真のバリア
 フリー化を目指して、多くの
 方々からご意見をいただき、
 昨年十二月に「高野町移動等
 円滑化基本構想」を策定、こ
 の構想に基づいて公共交通機
 関や道路、さらには公共の建
 物のバリアフリー化を計画的
 にすすめることとなりました。



おもなものは、交通機関を
 利用するときの玄関口である
 南海電鉄極楽橋駅・高野山駅
 と路線バスで結ばれる高野山
 内地域を重点整備地区に指定
 し、その地域内の道路(歩道)、
 公共施設(役場、病院等)、
 交通安全施設(信号等)、公
 共交通(路線バス)及び旅客
 施設(鉄道駅)の整備を計画
 的に行うものです。
 特に高野山駅のバリアフ
 リー化についてはエレベ
 ーターを設置するなど、ケーブ
 ル駅のバリアフリー化として
 は他に例を見ない計画が示さ
 れ、現在調査が行われていま

す。今後、基本構想に基づく
 バリアフリー化の整備を効果
 的に推進するため「高野町バ
 リアフリー推進協議会(仮
 称)」を組織し、各事業者か
 らの事業の実施状況について
 の情報提供と、これら情報に
 基づく意見交換や人的サービ
 スのあり方について定期的に
 検討を行うなど、住民、行政、
 関係事業者がともに手を携え
 てこれからのバリアフリーの
 町づくりに取り組んでまいり
 ます。
 お問い合わせ先
 企画振興課 企画公室係

大学と連携した地域づくり助成事業 高野山創造学 第1回 世界遺産フォーラムin高野山 ～持続可能な美しい地域づくり～ 開催

去る一月二十六日に高野山大学松下講堂黎明館において、「高野山創造学 第一回世界遺産フォーラムin高野山」を高野山大学との共催により開催しました。



当町は「宗教環境都市」を指して、美しい都市づくりに取り組んでいますが、今回は都市美の持続可能性をテーマとしました。全国各地から四五〇名の参加者があり、最後には世界遺産の価値を維持するために全ての人がその持続に自発的に関わり、各地域がそれぞれの方法で「主体者」となって取り組む「高野山宣言」が採択されました。



アレックス・カー氏

基調講演を行った東洋文化研究家のアレックス・カー氏は、高野町の町並みは十数年前に訪れた時に比べると電線が少なくなりすっきりとしたと感じるが、場所の意味を考えないデザインの看板・建物・ベンチ等によって、訪れた人々が信仰や尊敬を感じる事が出来なくなってしまうという現状を指摘。



また地元の人々がその土地をどれだけ大切にしているかが、来訪者には感覚でわかることから、逆に少しの気遣い、工夫で印象は大きく変わるものであるとも主張されました。



西村 幸夫 教授

続いて、法政大学の五十嵐敬喜教授がコーディネートを務め、広島市の景観規制、鎌倉におけるバッファゾンの設定、長崎の教会群の歴史的背景、福山市の浦の保全課題を論議、当町の後藤太栄町長は住民の力による世界遺産の普遍化について今までの取り組みを基礎に提案を行いました。具体的には高野山という壮大な文化の一部が世界遺産の理念と合致したというスタンスを述べ、世界遺産の高野山ではなく、高野山は世界遺産でもある」といった気概と実践が必要であると主張しました。

高野山大学 黎明館に 松下講堂 ビジターセンターが オープン!



高野山大学創立一二〇周年を記念して建て替えられた松下講堂黎明館に、ビジターセンターがオープンいたしました。高野山の年中行事や四季などをハイビジョン映像で視聴可能な六十五インチの大型ディスプレイをはじめ、一般の方も利用可能なインターネットカフェも併設されています。また大ホールでは杉浦康平氏がプロデュースした「ジュラル映像作品「法界宇宙（ほっかいうちゅう）」も上映されています（上映の日時は高野山大学にお問い合わせください）。

ビジターセンター（高野山ハイビジョン映像とインターネットカフェ）の利用時間は四月から十二月の十時から十六時まで（月曜日休館）。お問い合わせ先 高野山大学総務課 ☎五六一二九二一（代表）



高野町環境維持基金を創設

当町では、宗教環境都市としての地域の将来方向を定め、今後安心・安全で住みよい環境をつくり、歴史・文化の継承とさらなる魅力あふれる町を創るために、高野町環境維持基金条例を制定し寄付金による新たな住民参加型の

まちづくりを進めています。

○基金は寄付の際に選択された四つの事業に活用します。

○寄付は一口を五千円とし何口でも可能です(五千円以下でもかまいません)。

- ① 歴史的環境保全
【文化を護る】
1 世界遺産に登録されている文化財の保存修理
2 文化的景観の保存、継承、整備等
3 祭行事の保存、継承
 - ② 住環境基盤整備
【まちを守る】
1 きれいなまちづくり
2 美しい町並み景観整備
3 交通対策事業
4 歩行整備事業
 - ③ 地域活性化
【地域をまもる】
1 住民自治の醸成及びコミュニティの推進など
2 伝統産業再生・育成
3 産業創出支援
4 地域のまちづくり推進
 - ④ 安心・安全なまちづくり
【命を守る】
1 子どもと高齢者の福祉向上
2 病院・診療所等の医療充実
3 災害に強いまちづくり
- お問い合わせ・お申し込みは、総務課財政係までお願いします。

◎【まちの駅】に登録して、一緒に楽しく地域づくりをしませんか!

昨年1月1日、東小田原に「^{ほんおんしゃ}梵恩舎」、西小田原に「和の心の駅 西利」の二箇所がまちの駅として誕生しました(認定:NPO地域交流センターまちの駅連絡協議会)。「まちの駅」とは、観光パンフレットなどを常備して、観光客などに高野町の情報や無料でトイレ休憩などを提供し、それぞれの施設にこだわりを持った方が町民を代表して町をアピールします。新しい施設が必要だと思いがちですが、特別に準備するものは何もありません。既存の施設やお店を利用した案内所です。

地域商店の皆様、「おもてなしの心」を大切に「もう一度来たい」と言っていただけまちづくりを一緒に行いませんか。

【駅】とは……………

交通が容易でない時代には、「駅」は疲れを癒し、エネルギーを補給し、情報を受発信し、まちができ、交流の場が新たな文化を生み出す、地域発展の核そのものでした。単なる交通の乗降場として捉えるのではなく、ひとが集い、交流する、誰もが出入り自由な場所が「駅」であると考えれば、今までバラバラにあった施設や活動をつなげることができます。さまざまな人の縁で結びつくきっかけ……………それが「駅」ではないでしょうか。



東小田原
「梵恩舎」



西小田原
「和の心の駅 西利」

【まちの駅】とは……………

まちの駅は、町の行政域を超えた交流と連携を目指し、地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人の出会いと交流を促進する拠点の総称です。既存の施設や商店にも設置可能です。

詳しくは、まちづくり推進課にお問い合わせ下さい。

まちづくり推進課だより VoL.4